

産業建設 常任委員会

◎池田 綱雄 〇厚地 覺 松枝 正浩 愛甲 信雄 木野田 誠
有村 隆志 中村 正人 植山 利博 蔵原 勇 ◎委員長 〇副委員長

◎審査した議案を掲載しています。

Table with 2 columns: 議案番号 and 議案内容. Includes items like 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について, 霧島市都市公園条例の一部改正について, etc.

議案第84号について
国分隼人処理区において、区画整理事業、隼人駅東地区を第5負担区として追加し、単位負担金額をこれまでの区域と同額とするため、条例の改正を行うものとの説明。

議案第82号について
本市への企業誘致を促し、更なる工業の振興及び雇用の増大を図るための優遇制度の充実に伴う工場等用地取得費補助金の率について、土地の取得価格の100分の30以内から100分の40以内に、雇用促進補助金の額について、新規雇用者一人当たり20万円から30万円に、それぞれ引き上げるとの説明。

議案第86号について
関係法律の一部改正に伴い、引用条項を改めることや地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に基づき、特例措置を受ける区域の範囲に、二つの工業団地を加えるため、条例の改正を行うものとの説明。

議案第88号について
霧島市黒石岳森林公園の指定管理者を霧島市シルバー人材センターに、平成30年4月1日から5年間の管理を行わせようとするものとの説明。

議案第92号について
上小川地区コミュニティ広場の指定管理者を(一財)霧島市施設管理公社を平成30年4月1日から2年間、直接指定で管理を行わせようとするものとの説明。

議案第93号について
上小川地区コミュニティ広場の指定管理者を(一財)霧島市施設管理公社を平成30年4月1日から2年間、直接指定で管理を行わせようとするものとの説明。

議案第80号 公立保育園の廃止条例
佐々木保育園への入園児が見込めないことから廃止し、放課後児童クラブへの利用を前提としているとの説明。

議案第81号・95号 市立養護老人ホームの設置・管理条例の一部改正関係
霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成30年4月から日当山春光園の民営化を行う予定であり、市立養護老人ホームを廃止する必要があるため、当該条例の一部改正を行うもの。また、建物を無償譲渡することから、財産の処分について議会の議決を求めるものとの説明。

議案第89号について
福山食の交流館は、平成25年度以降は、店舗参入の応募がない状況や地元関係者と活用策について検討してきた結果、多目的施設に用途変更することで、利便性の向上を図るため条例の廃止に至ったとの説明。

議案第78号 霧島市奨学金条例の一部改正
専攻科や大学等の奨学金の貸与額を変更し、専門知識や技能を身につけた者の定住を促し、地元企業への就職促進、地域の活性化策や人口増加を図るとの説明。

議案第80号 公立保育園の廃止条例
児童クラブとして活用するが、その建物の使用など、どのように検討されているのか。

議案第81号・95号 市立養護老人ホームの設置・管理条例の一部改正関係
霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成30年4月から日当山春光園の民営化を行う予定であり、市立養護老人ホームを廃止する必要があるため、当該条例の一部改正を行うもの。また、建物を無償譲渡することから、財産の処分について議会の議決を求めるものとの説明。



上小川地区コミュニティ広場

文教厚生 常任委員会

◎平原 志保 〇宮田 竜二 山口 仁美 鈴木てるみ 徳田 修和
飯屋 国治 池田 守 前川原正人 ◎委員長 〇副委員長

◎審査した議案・陳情を掲載しています。

Table with 2 columns: 議案番号 and 議案内容. Includes items like 霧島市奨学金条例の一部改正について, 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について, etc.

議案第81号・95号 市立養護老人ホームの設置・管理条例の一部改正関係
霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成30年4月から日当山春光園の民営化を行う予定であり、市立養護老人ホームを廃止する必要があるため、当該条例の一部改正を行うもの。また、建物を無償譲渡することから、財産の処分について議会の議決を求めるものとの説明。

議案第88号 中央高校精華アリーナ使用条例の制定
平成30年2月に完成予定の国分中央高等学校体育館「精華アリーナ」を広く市民の利用に供するため、本条例の制定をしようとするものとの説明。



日当山春光園

議案第88号 中央高校精華アリーナ使用条例の制定
平成30年2月に完成予定の国分中央高等学校体育館「精華アリーナ」を広く市民の利用に供するため、本条例の制定をしようとするものとの説明。

議案第88号 中央高校精華アリーナ使用条例の制定
平成30年2月に完成予定の国分中央高等学校体育館「精華アリーナ」を広く市民の利用に供するため、本条例の制定をしようとするものとの説明。

議案第88号 中央高校精華アリーナ使用条例の制定
平成30年2月に完成予定の国分中央高等学校体育館「精華アリーナ」を広く市民の利用に供するため、本条例の制定をしようとするものとの説明。

議案第88号 中央高校精華アリーナ使用条例の制定
平成30年2月に完成予定の国分中央高等学校体育館「精華アリーナ」を広く市民の利用に供するため、本条例の制定をしようとするものとの説明。